

事務連絡
令和4年1月28日

自治会長様

袋井市協働まちづくり課長 渡邊浩司

自治会等が開催する総会の開催方法について

日頃から、市政運営及び自治会活動につきまして、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、自治会をはじめ、各種団体の行事や会合等の開催にあたっては、様々な感染防止対策を講じていただいていることと存じます。

全国的にオミクロン株による感染がこれまで経験したことのないスピードで急拡大しており、静岡県にも1月27日（木）から2月20日（日）まで、『まん延防止等重点措置』が適用されました。

自治会におかれましては、総会の準備を進められていることと存じますが、3つの密「密閉・密集・密接」を避けるため、多くの方が集まらずに開催する方法として、「書面表決」や「委任状の活用」により議決する方法もありますので、各自治会の状況に応じて、開催方法を御検討いただくよう、資料をお送りいたします。

なお、同資料（様式等）につきましては、市ホームページにも掲載しておりますので、申し添えます。

◇市ホームページ⇒新型コロナウイルス感染症に関する情報（トップページ）
⇒自治会へのお知らせ⇒【新型コロナ対応】自治会等が開催する総会について



担当 コミュニティ推進室
電話 44-3107（直通）

※1月26日にメローねっとで配信した「袋井市長メッセージ」に加え、「袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部基本方針（1月26日改定）」を参考に添付します。

新型コロナウイルス感染防止対策

自治会等が開催する総会の開催方法について

新型コロナウイルス感染症の影響により、自治会をはじめ、各種団体の行事や会合等の開催にあたっては、様々な感染防止対策を講じていただいていることと存じます。

自治会におかれましては、総会の準備を進められていると存じますが、3つの密「密閉・密集・密接」を避けるため、多くの方が集まらずに開催する方法として、「書面表決」や「委任状の活用」により議決する方法があります。

各自治会の状況に応じて、開催方法を検討する際の参考としてください。

I 総会に出席しないで表決する方法（欠席する場合）

認可地縁団体（法人化自治会）の根拠法令：地方自治法第260条の18第2項

認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、**書面**で、又は**代理人によって**表決をすることができます。

会員（自治会の構成員で議決権を持つ人）は、自治会の総会等に出席できない場合、事前に手続きすることにより提案されている議案に対して表決することができます。

方法は、**（1）「書面表決」による方法**と**（2）「委任状」による方法**の2種類です。

1 書面表決書による方法

⇒ 書面で議案に対して「賛成・反対」の意思表示や意見を伝える方法

2 委任状による方法

⇒ 総会に出席する人から自分の代理人を定め、権限を委任する方法

《補足》・「書面表決」による方法、「委任状」による方法ともに、表決をする最小数の人数（最低3人以上）は必要となります。

II 総会の開催方法

1 書面表決書による方法

書面表決は、全会員のうち一部の人 又は 会員全員で実施することもできます。

ここでは、会員全員が書面表決による場合を説明します。

《注意》会員全員が書面表決書による方法となった場合でも、議事録作成及び不正防止のため、複数人（最低3人以上）が集まり集計する必要があります。

〔参考様式〕 ア 開催のお知らせ及び書面表決書

イ 自治会総会（書面表決）報告書〔全員が書面表決書の場合に使用〕

・報告様式と議事録を一つの様式にまとめてあります。

※ 参考様式は、適宜修正して使用してください。

書面表決の流れ（会員全員が書面表決をする場合）

- ① 「総会の開催について」、「議案」、「書面表決書」を会員へ配布する
➡〔参考様式〕ア 開催のお知らせ及び書面表決書
- ② 会員から「書面表決書」を提出してもらう
 書面表決書は、提出又は回収のどちらでも構いません
- ③ 総会を開催する（提出された書面表決書数を出席者数、議案の表決に加える）
 総会＝書面表決の集計 となります
最低3人以上が集まって、「総会出席者数」、「総会の成立の可否」、「議長・議事録署名人の指名」、「各議案に対する結果の集計」を行います
- ④ 総会の結果を回覧等で会員に報告する
➡〔参考様式〕イ 自治会総会（書面表決）報告書

2 委任状による方法

総会に出席する人から自分の代理人を定め、権限を委任する方法です。

総会を欠席する場合や会員数が多く、総会に全員が出席できない場合などに活用します。

《注意》新型コロナウイルス感染防止対策のため、役員のみでの出席など、総会への出席者をなるべく少人数としてください。

なお、出席者の中から、議長及び議事録署名人を指名する必要があります。

※ 委任状の様式は、自治会規約等で定められたものを使用してください。

委任状による開催の流れ

- ① 「総会の開催について」、「委任状」を会員へ配布する
※ 「議案」は当日配布でも可
- ② 会員から「委任状」を提出してもらう
※ 委任状は、提出又は回収のどちらでも構いません
- ③ 総会を開催する（提出された委任状数を出席者数、議案の表決に加える）
 最小人数での開催の場合、議案や結果を会員へ報告することが必要な場合もあります

3 総会、書面表決の集計には、感染防止対策の実施を！

屋内の会議室等で人が集まる場合は、次のことに注意してください。

- (1) 体調の悪い人やハイリスクの人（基礎疾患のある人等）は出席を控えてもらう。
- (2) 不織布マスク着用や手洗い、手指消毒等の基本的な感染防止対策を徹底する。
- (3) 会議室等の換気を十分に行う。
- (4) 多くの人々が密集しないようにする。
- (5) 多くの人々の手が触れる場所等は、消毒を定期的に行う。

令和 年 月 日

自治会員 各位

_____自治会長_____

_____自治会総会の開催について（お知らせ）

時下、皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、例年、当自治会では、総会を開催しておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止及び感染予防のため、公会堂に多人数の方が集まることが適切ではありませんので、総会を書面表決にて決議することとします。

つきましては、別添の議案をご覧ください、「書面表決書」を令和 年 月 日までに提出くださいますようお願いいたします。

なお、提出された書面表決書は、役員が集計し、あらためて結果を回覧します。

自治会長 _____

電 話： _____

[切 り 取 り]

書面表決書

_____自治会の各議案について下記のとおり表決します。

令和 年 月 日

〔住所〕 袋井市 _____

〔氏名〕 _____ ㊟

※賛成か反対のどちらかに○をつけてください。

第 号議案 _____	賛成	・	反対
第 号議案 _____	賛成	・	反対
第 号議案 _____	賛成	・	反対
第 号議案 _____	賛成	・	反対
第 号議案 _____	賛成	・	反対
第 号議案 _____	賛成	・	反対

【意見】 ※意見がありましたらご記入ください。

(_____)

自治会員 各位

〇〇〇自治会長 〇〇 〇〇

〇〇〇自治会総会の開催について（お知らせ）

理由を簡潔に入れてください

時下、皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、例年、当自治会では、総会を開催しておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止及び感染予防のため、公会堂に多人数の方が集まることが適切ではありませんので、総会を書面表決にて決議することとします。

つきましては、別添の議案をご覧いただき、「書面表決書」を令和〇年〇月〇日までに自治会長へご提出くださいますようお願いいたします。

なお、提出された書面表決書は、役員が集計し、あらためて結果を回覧します。

提出先は班長等の役員でもOK
また、自治会長や役員の回収でも大丈夫です

自治会長 〇〇 〇〇
電話：〇〇-〇〇〇〇

[切り取り]

書面表決書

〇〇〇自治会の各議案について下記のとおり表決します。

世帯の代表者（議決権を持つ会員）が、
記入・押印をしてください

令和 年 月 日

表決書の記入日
を入れる

[住所] 袋井市

[氏名] _____

㊟

※賛成か反対のどちらかに〇をつけてください。

- | | | | |
|--------------------|----|---|----|
| 第〇号議案「 _____ について」 | 賛成 | ・ | 反対 |
| 第〇号議案「 _____ について」 | 賛成 | ・ | 反対 |
| 第〇号議案「 _____ について」 | 賛成 | ・ | 反対 |
| 第〇号議案「 _____ について」 | 賛成 | ・ | 反対 |
| 第〇号議案「 _____ について」 | 賛成 | ・ | 反対 |
| 第〇号議案「 _____ について」 | 賛成 | ・ | 反対 |

【意見】 ※意見がありましたらご記入ください。

[_____]

自治会総会（書面表決）報告書

令和____年度 _____自治会総会各議案について規約の定めに従い、適正な手続きにより次のとおり議決されましたので報告します。

- 1 集計年月日 令和____年____月____日
- 2 集計場所 _____公会堂
- 3 会員総数 _____人
- 4 出席会員数 _____人（委任状・書面表決書提出者を含む）
会員総数のうち____分の____以上の出席により総会は成立
- 5 議事経過及びその結果

議 案	結果	賛成	反対	無効
第 号議案	可決 否決	票	票	票
第 号議案	可決 否決	票	票	票
第 号議案	可決 否決	票	票	票
第 号議案	可決 否決	票	票	票
第 号議案	可決 否決	票	票	票
第 号議案	可決 否決	票	票	票

この報告書（議事録）が正確であることを証するため、議長並びに議事録署名人は次に署名捺印する。

令和____年____月____日

議 長 _____ ㊟

議事録署名人 _____ ㊟

議事録署名人 _____ ㊟

〇〇〇自治会総会（書面表決）報告書

記載例

令和〇年度〇〇〇自治会総会各議案について規約の定めに従い、適正な手続きにより次のとおり議決されましたので報告します。

- 1 集計年月日 令和〇年〇月〇日
- 2 集計場所 〇〇〇公会堂
- 3 会員総数 〇〇〇人
- 4 出席会員数 〇〇〇人（委任状・書面表決書提出者を含む）
 会員総数のうち〇分の〇以上の出席により総会は成立
- 5 議事経過及びその結果

書面表決書を集計した日、場所を記載

議決権を持つ会員の総数を記入

規約に合わせて変更

議案	結果	賛成	反対	無効
第〇号議案	可決	123 票	17 票	10 票
第〇号議案	可決	113 票	26 票	11 票
第〇号議案	否決	64 票	82 票	4 票
第〇号議案	可決	99 票	44 票	7 票
第〇号議案	否決	11 票	134 票	5 票
第〇号議案	可決	100 票	43 票	7 票

結果の欄は「可決」「否決」のどちらかを記載

この報告書（議事録）が正確であることを証するため、議長並びに議事録署名人は次に署名捺印する。

令和〇年〇月〇日

会員全員が書面表決した場合でも、複数人（最低3人）で集計する必要があります。

- ・議長、議事録署名人
- ⇒集計を行った人の中から記入

議長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

袋井市長メッセージ

袋井市が「まん延防止等重点措置」の対象区域になります。
今一度、感染防止対策を徹底してください！

県内の新規陽性者数は、オミクロン株の強い感染力により、過去最大となり、医療へのひっ迫が著しく懸念されます。このような状況から、令和4年1月27日（木）から、2月20日（日）まで、袋井市を含む県内全域がまん延防止等重点措置の対象区域となり、県は飲食店に対する営業時間の短縮等を要請することとなりました。

これまでも市民一丸となって感染予防策に取り組んでいただき、感謝するなか、みなさんには、度重なるお願いをすることになりますが、今一度、

- ・「3つの密（密閉・密集・密接）はもちろん1つの密でも回避」
- ・「人と人との距離の確保」
- ・「不織布マスクの着用」
- ・「手洗い・手指消毒」
- ・「外出の場合は大人数の行動を回避」

などの基本的な感染防止対策の徹底をしてください。

飲食については、なるべく家族や日頃行動を共にする少人数に限り、同一テーブルで4人以内とし、会話時は必ず不織布マスクを着用してください。

県境をまたぐ不要不急の移動や混雑した場所、感染リスクが高い場所への外出は極力控えるようにしてください。

また、先のお願ひに加え、学校や幼稚園、社会福祉施設などにおける感染拡大を防ぐため、

- ・「健康観察」
- ・「食事時の黙食の実施」
- ・「マスクを外しての会話は行わない」

などの取り組みにつきましても徹底をお願いします。

この第6波を収束させるには、お一人おひとりが「感染しない」「感染させない」ことを強く意識し、社会全体で取り組んでいくことが必要です。改めて市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年1月26日
袋井市長 大場規之

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部 基本方針

令和4年1月26日改定

1月27日（木）からまん延防止等重点措置が適用され、感染拡大を防止するため更なる対応が求められている。本市では、国の基本的対処方針や県の実施方針に基づき、市民や企業に対して継続的な感染防止への取り組みをお願いする。

1 市民への呼びかけについて

感染拡大を防ぐため、「新しい生活様式」の定着が図れるよう次のことを呼びかける。

- (1) 全ての市民の皆さんには、一人ひとりの基本的な感染防止対策として、感染防止の3つの基本となる「①人との間隔をできるだけ2m（最低1m）空ける」、「②不織布マスクの着用」、「③手洗い」の徹底を呼びかける。
- (2) 静岡県内外への移動は、静岡県が定期的に発表する、「本県の新型コロナウイルスの感染状況や医療ひっ迫状況等の国評価レベル」に応じた行動を呼びかける。
- (3) 日常生活における基本的な生活様式として、「3つの密」①密閉（換気の悪い密閉空間）、②密集（人が密集している）、③密接（近距離での会話や発声が行われる）の回避とともに、感染リスクが高まる「5つの場面」①飲酒を伴う懇親会等、②大人数（同一テーブル4人超）や長時間におよぶ飲食、③不織布マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤※居場所の切り替わりに注意を呼びかける。

※ 仕事での休憩時間に入った時など、居場所（休憩室、喫煙所、更衣室）が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。

また、外出する場合は、大人数での行動は回避するなど慎重な行動を呼びかける。

- (4) 飲食の場での黙食と会話時の不織布マスク着用の実施とともに、飲食店を利用する場合は、「ふじのくに安全・安心認証」制度を始めとする業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を呼びかける。
- (5) 自治会や自治会連合会が会議等を開催する場合は、「3つの密」を避けるとともに、感染リスクが高まる「5つの場面」への注意と感染防止対策を講じることを呼びかける。
- (6) 新型コロナウイルス感染症に関する誤解や偏見などには惑わされず、注意して冷静な対応を呼びかける。
- (7) ワクチン接種については、多くの市民の方がワクチンを接種できる体制を整えるとともに広く市民に接種を呼びかける。

2 イベント等の開催について

イベントについては、「3つの密」が発生しない席の配置や「人と人の距離の確保」、「不織布マスクの着用」など基本的な感染防止策が講じられることを前提に、静岡県が示すイベント等の開催における感染防止方針に基づき、感染防止対策を講じた上で、参加者名簿の作成、接触確認アプリ（COCOA）等の活用により適切に開催する。

3 市内の企業・事業所への呼びかけについて

まん延防止等重点措置に伴う店舗への営業時間の短縮について関係団体等と協力し、必要な情報を周知する。

- (1) 市内の企業・事業所へは、厚生労働省や静岡県が発信する情報等を適切に提供する。
- (2) 従業員同士の距離確保、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすテレビ会議の活用のほか、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取り組みなど、働き方の新しいスタイルの推進を呼びかける。
- (3) 市内の事業所や店舗などには、「3つの密」を避けるとともに、感染リスクが高まる「5つの場面」等に注意した行動を促す。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）の時に、不織布マスクなしで接触しないように注意するよう呼びかける。
- (4) 市内の事業所や店舗などには、感染防止対策として関係団体が作成する業種別ガイドライン等を実践するよう呼びかける。

4 市内小学校、中学校、保育所、幼稚園等の対応について

(1) 小中学校について

児童生徒・職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で教育活動を行う。特に感染リスクが高まる運動を行う保健体育の授業は感染防止策を徹底した上で実施し、また、中学校の部活動については、感染防止策を徹底し、できるだけ効率的に短時間での活動になるよう工夫して実施する。

(2) 放課後児童クラブについて

児童・支援員等の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上でクラブ活動を行う。

(3) 幼稚園・保育所及び認定こども園について

ア 児童・職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じたうえで保育活動を行う。

イ 民間の幼稚園・保育園、認定こども園については、袋井市の方針を伝え、公立と同様の対応を要請する。

(4) 子育て支援センター、笠原児童館について

利用者及び職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じる。

(5) 育ちの森について

利用者及び職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で支援を行う。

(6) 図書館、月見の里学遊館、メロープラザ、郷土資料館、近藤記念館、歴史文化館及び澤野医院記念館について

利用者及び職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じる。

5 市内公共施設の利用について

(1) コミュニティセンターについて

コミュニティセンターは、「3つの密」を避け、感染防止対策を講じる。

(2) 老人福祉センター（笠原老人福祉センター・白雲荘）について

老人福祉センターは、「3つの密」を避け、感染防止対策を講じる。

(3) 市内体育施設等について

さわやかアリーナ、風見の丘等の屋内体育施設は、「3つの密」を避け、感染防止対策を講じる。

(4) 公園について

公園は、空いた場所や時間を選ぶなど利用者が感染防止対策を講じた上で、利用するものとする。

6 この基本方針は、今後の感染状況や医療ひっ迫状況などに伴う、国、静岡県の動向により、その都度、改定する。

基本方針（改定履歴）

令和2年2月21日作成	令和2年2月28日改定	令和2年3月10日改定
令和2年3月16日改定	令和2年3月23日改定	令和2年4月8日改定
令和2年4月17日改定	令和2年4月23日改定	令和2年5月1日改定
令和2年5月5日改定	令和2年5月15日改定	令和2年5月29日改定
令和2年6月19日改定	令和2年7月28日改定	令和3年4月27日改定
令和3年8月18日改定	令和3年9月10日改定	令和3年10月1日改定
令和3年10月15日改定	令和3年12月17日改定	令和4年1月26日改定